

議案第1号

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

人事院規則の改正に準じ、公務の運営に支障がないと認める場合における介護を行う職員の超過勤務を制限する制度を設けるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。